

第1 決算審査特別委員会（第3日目）

H20. 9. 19(金) 10:00～

第二委員会室

開 会 10:01

委員長

委員動静報告～全員出席。北海道新聞の傍聴を許可する。これより本日の会議を開く。

教育費

委員長

教育費について説明を求める。

高橋教育部長

（教育費について説明する。）

委員長

説明が終わった。これより質疑に入る。質疑はあるか。

渡 辺

① P237、幼稚園費について、この予算からおおよそ半減くらいになった。職員が2人と嘱託職員が1人減ったわけだが、そのほかの理由があれば説明願う。

② P239、小学校費の教材、教具等に要した経費は何年たっても1,000万円ちょっとで足りないのではないか。小学校費全体としては耐震診断検査のために多い予算だが、教材、教具費は教育の中で子供たち、教職員のためには一番大事だと思う。最近学力テストで得点を学校や市町村単位で発表するかどうかで騒いでいるが、この費用と学力との因果関係は大変大きい。教育長もその職に慣れてきたのでこの辺でそういう見解をしっかりと出していきたい。

③ P243、中学校費についても教材、教具に要した経費が600万円から上がらない。中学校の生徒が減っているから少しずつ減らしてもいいのではといった考えがないのか。学習指導要領や教科書が変われば、教材、教具は全く新しくしなければならないという事情があり、いつも同じということではだめと思う。1,500万円程度を中学校費として学力向上ということで頑張っていたきたいが、教育長の見解を伺う。

④ P249、学校給食の実施に要した経費について、職員が少ないが嘱託職員が30名ということで、結果的に各学校給食、自校給食は望ましいが、人件費がいつになっても変わらない。1億8,500万円程度ということで、センター方式については、学校の配置とともに検討すると答えているが、その進捗状況を伺う。

⑤ P251、社会教育費全体についてだが、河野課長には申しわけないが、タッグ計画や財政逼迫の折、社会教育費、文化活動は少々影響を受けても仕方ないのではないか。青少年対策費、文化連盟の補助金などに重点を置いた中で1億円にのぼる社会教育費については、学校教育費へ移行して急場をしのいではと思うが、見解を求める。

⑥ P253、たきかわホールに1,000万円程度出している。西友の撤退で滝川市がたきかわホールを買い取ったことが毎年1,000万円を出すことにつながっている。運営管理代行に委託してそれなりの料金を取っているのに、同程度を出しているのは高過ぎるのではないか。公民館12館と比較してもその辺を考慮すべきと思うが、見解を求める。

⑦ P257、公民館費に要した経費が490万円程度かかっている。多いようだが12館分ということで、燃料等もだんだん高くなり各公民館でも困っていると思うので、各館の意見を聞いてもう少し考慮すべきと思うがいかがか。あちこち小破修理から大修理が迫ってきているので、そういうことも含めてこの経費についての見解を求める。

⑧ P262 から全体にかけて、体育振興費について伺う。保健体育費として1億円

あるが、体育協会運営管理費補助金 3,268 万円、施設管理及びスポーツ振興業務委託料 287 万円、体育施設運営管理代行負担金 3,862 万円、これだけで 7,410 万円くらいが体育協会等に行っていると思うが、7,000 万円としても、この計算でいくと例えば 1 時間 700 円で各館の委託管理をしているとすると、10 万時間になり、公民館やその他の館の委託料とも相当の格差がある。十分検討して公平を図るべきと思うが、総務課長、副市長の見解を求める。

杉原副主幹

① 前年決算と比べて 325 万 2,000 円の減となっているが、みずほ幼稚園の閉園に伴う減少分である。

② 昨年度設置した小中学校のあり方に関する検討懇談会でもかなり議論されたが、昨年 11 月に教育委員会が出した基本方針の中にも今後、センター方式も含めて検討することを書かせていただいたので、現在もそれに基づいて検討しているところである。

③ 社会教育関係で厳しい指摘を受け、真摯に受けとめている。我々もいいまちづくりをしようといろんなソフトを行っている。例えば社会教育費の中で小松座の滝川公演に 260 万円ということで、何でこんなにお金を使うのかとなるかもしれないが、これは間接補助で文化庁などのいろんな補助団体があり、満額が実行委員会にいつている。今補助制度のあり方として間接補助がふえており、市の財布を通して実行委員会にお金を通すという仕組みになっているので、社会教育費全体でいろんな文化事業が膨らんで見えることはあるが、いろんな団体の補助金をもらって知恵を絞りながら、また市民協働で事業を動かしていることも理解いただきたい。

⑥ たきかわホールについては、指定管理ということで運営しているが、あの部分は振興公社が所有していたもので、西友が所有していたものを滝川市が買い取ったのではなく、市が買い戻した、責任を果たしたということである。もともと公的な性格を持っているホールで、それを駅前のにぎわいづくり、芸術・文化の振興拠点にしようということで一生懸命に取り組んでいるところである。年間コストについては、NPO 法人たきかわホールが非常に工夫しながら、例えば赤平や芦別のホールに出稼ぎに行ってお金を稼いで年間の運営を賄っているという事情もあるので、その辺もぜひ理解いただきたい。

⑦ これは、中央公民館と音楽公民館の二つの館の運営経費で、その他のものは地域に運営管理をお願いしているので総務費である。修繕や考慮すべき点は委員が言われるとおりで、我々も苦労しながら効率的な運営を考えているので理解願う。

吉川課長

②③ 決算書にも記している情報処理教育に要した経費については、子供たちのパソコン技術ということで新しい機材を 19 年度に整備したもので、ここの経費は 1,400 万円となっているが、前年決算が 165 万 7,000 円ということで、まずここに力を入れて教材、教具の充実を図り、パソコンを通じて学力の向上を図っているという一面もある。その他諸費の 560 万円の中にもパソコン導入の際のソフト整備の経費が一部含まれている。教材、教具の経費そのものの前年との比較で言えば小学校、中学校とも微増微減だが、ここを含めた教材、教具という全体の中での整備、充実を図っている、その中で今後も学力向上に生かしていきたい。

教 育 長

②③ 教材、教具費の総体的な考え方についてだが、学習指導要領の改正が平成 23 年度、24 年度に予定されており、学校でどういう取り組みをしていくのか、どのような移行過程にあるのかという部分も含めて、それに伴う必要な教材、教具等

の積算もお願いしているところなので、そういうところにもらみながら充実に努めたい。

高橋総務部長

⑧ 10 万時間ということだが、時間当たりの格差云々ということでは、どこと比較をしてということは申されてはいないが、今質問された補助金、指定管理料、委託料については、滝の川公園にあるスポーツセンター、体育センター、サイクリングターミナルのほかB&G海洋センターや市内にある河川敷のもろもろのスポーツ施設総体含めての経費ということで、当然、維持管理費、人件費などトータルの額である。かつてはスポーツ振興部という部があった時期には、20 名を超える市の職員が配置されていたと思うが、それらを順次体育協会さんも含めて委託、指定管理という形での効率的な運営を図っている結果ということで理解願う。

渡 辺

(本委員会で発言内容について削除することとしたため、以下関連部分についても削除。)

委員長

休憩する。

休 憩 10 : 29

再 開 10 : 34

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。休憩する。

休 憩 10 : 34

再 開 10 : 35

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。休憩する。

休 憩 10 : 38

再 開 10 : 39

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。渡辺委員には別の機会に質問していただくことでここはおさめていただきたいと思うので、先ほどの要望については削除するという形をとることでよい。か。(よし) そのように願う。他に質疑はあるか。社会教育全般について伺う。新タッグ計画が策定されることがこの決算年度から準備されてきているわけだが、あらゆる観点から見てかなり社会教育分野は影響を受けざるを得ないと思う。例えば指定管理への移行、行政パートナーのようなものへの移行など、そうした方策をとることとなるべく支出を抑えた中で住民サービスの総量と質の確保、また新たなアイディアなども含めて期待しながらやる、移行していくということが必要になってくると思う。決算年度の中で事業の中には工夫され、結構利用されているいい状況のものがある中で、例えば民間機関が行ったらどうなるだろう、行政パートナーでやったらどうだろうといった検討が行われたかどうか伺う。もし、行われていたのであればどのような考えを持っているのか伺う。

河野課長

直営のものを民間へ、市民協働へといったプランを進めたいということではいろいろ精査し、内部協議も行っている。幾つかの事業については、具体的に民間に移行したいということで内部で議論しているが、相手があることで所管のいろんな絡みもあるので今この場でお知らせすることはできないが、市民協働型、直営から民間ということで、新たな知恵が開かれるというか、市職員のみが何か社会教育のサービスに携わるということではなく、いろんな知恵が集まって楽しみの場、学びの場をどうつくるか、人と人がどうつながるかといったところを市民協働の中でそういうプログラムを進めたいと考えている。

本 間

たきかわホールがつくられたときは公設民営ということで、もともとあった機関に対して委託を出したのではなく、運営するのに前向きな人たちにお願いして集

まってもらい始めたわけである。社会教育施設全般に関して、それぞれいろんなスキルが必要だろうし、趣味の世界もあるだろうし、いろんな特殊な部分がある。今まで指定管理に出したのは、例えば公募して会社に対して出すとかで、仮にそういうことになるソフト部分が若干十分でなくなるかもしれないことで、組織をつくることから始めなければならないところもあるのではないかと考えている。そういう部分で早期な前向きな検討が必要と思うがいかか。

河野課長

パブリックのあり方、手法というか出口をどうするのが私どもの大きな課題である。公業務をどうやっていいものにしていくのかということで、リストラだけを念頭に置いて作業をしているのではなく、よりよい地域にどうすればいいのかということを入りながら、一方で行政の思惑もあるので、そういうコーディネートはどこまで形づけられるかである。民間委託してすべてを丸投げにするようなことも考えていない。民営にするときに行政とどうあったらいいのか、市職員のコーディネート力をどういうふうに持っていったらいいのかといったことがこれからの大きな課題なので、委員が言われたようなことを前向きに検討していきたい。

委員 長
山 口

他に質疑はあるか。

江部乙で不幸な事件があつてから、教育委員会は心の教育の推進を図るということで活動してきているが、文部科学省と道教委の注目を浴びる中で、いろんな支援をいただきながらさまざまな活動を19年度にしてきた。その成果というか現状がどういう状況でこういう経過ということがあれば答弁願う。

水林室長

決算書のP8、主要施策の成果の中に、心の教育推進事業ということで子供たちに向き合う心を育むことでの事業を展開している。その中の学校サポート事業で教育相談の体制の充実や確かな学力の推進を含めて授業に取り組んでいるところで、大きくはいじめに対する心の教育のいじめ対策連携プロジェクト・緊急実践事業と道徳教育を通じる中で、子供たちに向き合う心を育む授業に取り組んでいるところである。

山 口

答弁いただいた部分は読めばわかる。いろんな施策を実際にやってみて小中学校の生徒、教職員の状況がどのように変わったのかを伺う。

水林室長

18年、19年と実際に子供たちにいじめの実態調査も行った。子供たちが感じている部分では数字的には変わらないが、実際に学校からのいじめの報告件数については18年と19年を比較すると減ってきている。件数の減少は願うところだが、ゼロに持っていくのは難しい部分もあるので、実際にいじめがあつたときにどう迅速に対応できるのかについても先生方に授業でカウンセリング研修を行う中で、子供に対する指導の技術といったものを身につけてもらうことで進めており、成果も出てきていることから、今後も一層進める必要があると思っている。学校からのいじめ報告の件数は18年度66件、19年度は26件ということでかなり減少している。

山 口

文部科学省と道教委との連携と従前とは違う関係の構築というかやりとりの違いが19年度で出てきているのか。

教 育 長

直接文部科学省と市教委がやることはないが、さまざまな事業を行う中でかなり空知教育局のほうにも滝川市ということで念頭に置いていただき、例えばいじめの実践事業では、普通は学校単位での指定なのが市全体での指定を受けさせていただけなど、そういう意味でさまざまないじめ・心の教育にかかわるような部分についてかなり配慮いただいております、結果的にそれが財政的にも支援をいただ

くことでその分が別の対策に回せると思っている。いずれにしても件数が減ってきたからということだけでなく、日常的に学校組織全体を挙げて子供たちを見守っていくという姿勢を引き続き構築していきたい。既に事件発生から3年余りがたったが、決して風化させることのない取り組みを続けていきたいと思っており、子供たちについては、本年はシンボルマークの募集やいじめの中北空知管内の集会も空知教育局の主催で行われることになっているので、そういう意味では連携のとれた形の中で進めさせていただいている。

委員長
堀

他に質疑はあるか。

- ① 学校給食について、食料品の価格が上がっているが何か対策はあるのか。
- ② 地産地消という観点から滝川産の農産などをどれくらいの割合で扱っているのか。目標のようなものがあれば伺う。
- ③ 子供たちが朝食を食べて学校に来ているかどうかの調査結果があれば聞かせていただきたい。
- ④ 中学生の進路状況の中で3人ほど高校に進学しない子がいるようだが、19年度にかかわらず進学しない理由の大きなものについて伺う。

委員長
井上

答弁に時間がかかるとのことなので、ほかの委員から質疑はあるか。

P265、温水プールの運営管理について、一時こういう施設の収支バランス等も含めてやり方を大きく変えてきたが、現在はどんな状況なのか。利用状況は上がってきているのか。鉄骨の改修工事が八百何がしあるが、今滝川市の中心市街地でもそういう再開発の中にプールの要素を取り入れたいという話も聞こえてくる中で、収支的にどういう状況になっているのか。この温水プールの運営に公的費用がどのくらい注入されているのか。また、今学校のプールがほとんどなくなに残っているのは東栄小学校だが、そういう状態で学校教育の水泳授業という関係で温水プールはどういう役割を果たしているのか。八百何十万円で補修しているが、相当古くなっており、このプールの耐用年数について、ずっと補修を続けていくのか考え方を伺う。

大場副館長

利用人数は18年度と19年度ではほぼ横ばいである。昨年6月に鉄骨部分の破片が落ちて12月に直した。利用される方の安全ということで補正を組んでいただき早急に直している。20年度においては外壁工事もやっている。

委員長

利用状況は聞いたが、収支のバランス、プールの寿命についてのこれからの考え、学校プールの授業についての答弁を求める。

教育長

小規模な修繕等により可能な限りはプールを利用したいと考えているが、根幹にかかわる部分について大規模な改修等が必要という時点においては、大きな判断をしなくてはならないと思っている。中心市街地での考えについて、私どもはその計画等について具体的に承知していないが、公設と民営の温水プールがあるということになれば、本当に滝川に2つ必要なのかという議論にはなってくると思う。

大場副館長

収支についてだが、19年度ベースでいくと歳出が3,480万円ほど、収入については860万円ほどで差し引き2,620万円ほどの赤字になっているが、この中には工事費の890万円が含まれているので、1,800万円ほどの赤字と考えている。

吉川課長

学校教育における温水プールの利用については、19年度は7校が延べで43回利用している。子供単位で見れば、平均すると低学年で2回、高学年で3回という利用になっている。

井上

新タッグ計画との関連も出てくるだろうし、公的施設をどこに集めるかという問

題もある。相当な年数がたっているという中で、総合的に判断しなければならない時期が遠からず来るような気がする。収支関係を見ると、私が行革委員長をしていたころからは少しはよくなっているが、余り変わらない。こういう危機的な財政状況のときにそういうことも含めた判断が必要となってくる。これで収支がもっとよくなっているのであれば別だが、その辺のことについてはよく考えたほうがいいと思う。現場が一生懸命やっていることは認めるが、そのあたりについて副市長に答弁を求める。

副市長

今回タッグ計画の見直しの中では、施設関係を含めて大幅に見直しというか視点を持たなければならないだろうと思う。そのまま続けるのがいい施設なのか、持つもの、持たざるもの、譲渡を優先すべきもの、道関係を含めて他の用地を含めながら施設に民間活力を導入して誘致行動を起こすとか積極的な貸与だとか、民間への譲渡も含めながら検討しなければならない。中心市街地の話も出たが、提案では温浴施設も含めて健康というものをプラスして総合的な温浴施設をやりたいということだが、プールのことも考えがあるかどうかも含めて総合的に考えたい。今は1つのものでこなしていくという時代背景でもないかもしれないので、そういう状況があるのであれば温水プールもカットできるのかなどさまざまな施設のありようを大きく判断していかざるを得ないし、委員会にもどういう形で報告するかをまとめているところである。所有するもの、所有せざるもの、他の所有者に対して積極的に働きかけて誘致行動を起こすものなどさまざまな視点を持って施設総合全体をタッグ計画の中で検討していきたい。

委員長
吉川課長

ここで先ほどの堀委員の質疑に対して答弁願う。

① 小麦や小麦にかかわったいろんな食材、調味料を含めた値上げが昨年来から多かったが、そのようなことを受けて学校給食費については、給食連合会の中で慎重に審議して、結果的に小中学校とも8%ほどの値上げを実施したところである。議論の中でも市としても何らかの対応をしたいということを申し上げたが、小麦の高騰の影響を受けるのはパンなので、今年度からパンの回数を減らして米をふやそうということで、従来は週に3回が米、パンは2回だったが、2週に一度の割合で米の回数をふやして少しでも値上げに対応しようという取り組みをしたところである。

② 米に関しては、ここ数年100%滝川産を使用している。野菜については、19年度は全体の13.83%が滝川産で、18年度は13.33%、17年度は7.4%なので、少しずつだが農協さんとの協議なども連携をとりながら滝川産をふやしていつている。中でもアスパラやナバナなどは100%滝川産を使っており、タマネギも全体の56%を滝川産のものを使用していることで、一つ一つの品目をふやしつつ、全体の滝川産の割合を高めていきたい。数値目標は特に立てていないが、農協さんとの連携、納入業者さんとの協議を進めながら高めていきたい。

丹那主査

③ 19年度の朝食欠食率は、昨年度行われた文科省の学力学習状況調査のデータをもとに説明させていただく。19年度は小学校が6.0%、中学校が10.6%である。20年度については、小学校が6.9%、中学校が11.1%である。全国と比較すると中学校の欠食率が高い状況である。このことを踏まえて本市においては栄養教諭を配置しているので、食育の充実、また学習指導要領が変わったがその中でも食育の充実に触れられているので、食育指導を進めていきたい。

④ 高校へ進学しない生徒3名のうち2名が就職、1名が現在のところ家事手伝いということである。

堀
早瀬指導参事
委員長
副委員長

勉強が嫌いだとか、家庭の都合があったからと思って聞いたのだが、いかがか。
大変申しわけないが、そこまでは把握していない。

他に質疑はあるか。

① いじめについては、いろんな取り組みの中で調査、啓蒙、職員研修等では成果が上がっていると思うが、いじめがあった場合の対応について、担当教諭を初め、管理職、父兄との関係でどんな前進があったか伺う。

② 江部乙のあの事件のとき、自殺未遂で意識がない状態のときに、いじめ問題の原因調査等の職員会議を当時 30 回程度開いているが、記録もメモも全く残っていないことで、非常に無責任、隠ぺいということが話題になった。こういう教諭を得て、今は情報開示、記録をきちんと残すことが当然の流れだが、どんな改善が図られているか伺う。

③ セキュリティシステムの効果について、事件が何件から何件になったのか。教職員の拘束時間が減っていると思うが、その効果について伺う。

④ 特別支援教育について、学習障害を持つお子さんに対する具体的対策が本当に進んだのか、具体的にどんな対策・改善が進んだのか伺う。人員は特殊学級に配置されている先生が学習障害児も見ると聞いているが、それだと先生方の業務がふえたというだけで、実際に人間にできることは限られているので、すべてがそうとは言わないが、やれと言われても実際にはできないという部分があると思う。学習障害のお子さんに対する教育がどのように改善されたか伺う。

⑤ 学力テストをやることに反対の立場だが、結果を見ると北海道が下から 2 番目とか 4 番目である。基礎学力向上のためには相当な取り組みが必要と思うが、どんな取り組みがされているのか伺う。

⑥ 森のかがく活動センターについて、森のまつりピクニックコンサートが行われているが、職員の人件費も含めて市の予算とどんな関係になっているのか伺う。既に道から譲渡を受けて 7 年くらいが経過して、あと 3 年で市が自由にできるという状況にまで来ているが、今の森のかがく活動センターが持っている価値を市が自由にできるという状況になっても継続してやれるような状況にあると判断しているかどうか伺う。19 年度において、3 年後を見据えた検討をどのように行ったのか伺う。

⑦ 19 年度に図書館ボランティアが行われたが、どんな効果が上がり、その後どんな発展があったのか伺う。

⑧ 社会教育、スポーツ体育関係に共通するが、指定管理代行をしているたきかわホール、文化センター、体育協会のそれぞれの予算総額のうち、市からの代行委託費のほかの歳入がどうなっているのか伺う。トータルの剰余金、あるいは赤字といった状況について伺う。

⑨ 温水プールについては、いろんなことがあった。利用者数、収支等について、単純に 18 年度との比較というよりは、明神町のプールが閉鎖する前との比較とか、12 月に休館にしなかったときとの比較とかではなく、もっと大きな変化の中で改善されているのか、厳しくなっているのか伺う。

水林室長

① 現在、道からの派遣スクールカウンセラー 2 名、市単独でのカウンセラー 1 名を小中全校に配置する中で、その業務に当たって、どんな小さな問題についてもスクールカウンセラーに相談するようなシステムを構築している。その中でスクールカウンセラーが教員、保護者、関係機関とも連携をとる中でやっていることと、スクールカウンセラーみずからが家庭を訪問して相談に対応している場合

もある。現在、いじめ対策連携プロジェクト事業でも校内システムの構築ということでマニュアルを作成中で、年度内に仕上げる予定で進めており、そのシステムができあがった際にはそれを参考にして迅速に対応できる体制をとっていきたい。

吉川課長

② 事件当日から非常に大きな衝撃があったので、校内でこういった対応をとるかで連日、職員間で保護者、子供への対応を協議した大変な時期があった。それは、あくまでも校長が主催する職員会議ではなく、職員間の対応のための打ち合わせということで十分な記録をとっていなかったのは事実である。ただ、職員会議は従前から記録化に努めており、対応に迫られていたことで十分な記録がなかったというのは一つの反省としてはある。現在、江部乙小学校では毎朝、朝の会で子供の情報交換をして、気づいたことを職員間で情報提供し合いながら進めている。また、月1回生徒指導会議を開催して子供の変化や保護者の情報交換などをして、これら2つについては、きちんと記録化に努めて対応を検証できるような形にしている。

③ 昨年8月初旬に機械警備を導入したが、学校への侵入があり、すぐ作動して警備員が直行して校内への立ち入りを止めることができたということがあった。その後警察に捜査をしてもらったが、時期も重なっていたことから非常に効果があったと受けとめている。契約の中身で夜間に1回巡回を行っていただいているが、昨年の8月にガラスへの投石の大きなものがあった際も発見は巡回時で、すぐさま警察に通報し私どもも駆けつけるといったことがあった。緊急対応もとれているので、大きな効果、抑止にこれからも期待するところである。教職員の拘束時間というのは、管理職等の負担という観点と思うが、このようなことで職員の退庁時には機械をセットして退庁するが、管理職の務めとして退庁時の扉や窓の開閉は教頭職が引き続きやっていたいただいているものと思っている。ただ、一度閉扉したあとは市内の警備会社に移行するので、何か発生したらすぐ駆けつけることになっていることで、いつも何かあるか心配でみずから回るといったことはなくなり、連絡があれば駆けつけるということになったので、管理職においても少し気が安らぐ部分があるのではと押さえている。

松本館長

⑥ 森のまつりピクニックコンサートは、町内会等の地域の実行委員会組織で開催されているもので、所管するものとして職員が実行委員会に入って携わっているが、市の予算の中ではこれに関するものは一切ない。譲渡の関係だが、森のかぐ活動センターについては、平成16年から10年間という期限の縛りがあるので平成25年まで期間があることで、19年度における検討については、現在環境フォーラム等の活動場所ということで自然環境を学ぶ施設として活用している。これらを踏まえて自然環境がどうあればいいのかを考える拠点として、この施設がどうあればいいのかといった部分も検討してこの施設の活用を図っていきたい。

早瀬指導参事

④ 通常学級における発達障害のある子供さんへの指導という観点で答弁させていただく。文科省の発表では全体で6%程度の子供さんがおられるということで、学級に2名ないしは3名となるが、現実には各学校で差がある。心の教育のほうで担当している教育相談員の方に相談業務を行う傍ら、通常は学級に入っていたき、学習障害を初め、LDHD、高機能情緒障害など医師の診断もなく、障害名もはっきりわからないという子供さんもおられるので、そういった方々の特別な教育的ニーズに対応するため、担任が教育相談員の方にもお手伝いいただいている状況である。教員研修の部分で1例を申し上げますと、担任の配慮で子供の教

育的ニーズにこたえられるようなケース、他の教員と連携することによりこたえられるケース、学校全体で体制を整えることによりこたえられるケース、あるいは他の学校以外の関係機関との連携によりこたえられるケースということで研修をしていただいている。他の関係機関という部分では、保健福祉部との連携により担当者が一堂に介して情報交換するなどといった研修を進めていただき、教職員の専門性を高めることに取り組んでいただいている。交流教育の部分で、担任の負担が大きくなるのではとのことだったが、多くは通常学級で一緒に学ぶという考え方が浸透してきており、その際には、担任と特別支援学級の先生と同じ教室に入り、該当の子供がいる間、担任も通常学級の子供たちを見ていくという考え方が一般的になってきている。さらに先ほど申し上げた教育相談員の方もいることで、多い場合には一つの学級に3人の先生が入って複数の目で子供を見ていくという工夫がされてきており、これからも複数の目で一人の子供を見ていくということが大切と考えている。

丹那主査

⑤ 学力・学習状況調査においては、今後日本が知識基盤社会を迎える中で、ただ単に知識を再生するだけの学力では世界的に不十分であるという実情がある。そのような状況を踏まえ、知識を再生するだけでなく、今まで勉強した知識を活用しながら課題、問題を明らかにしていく学力が求められている。学力テストの構成として、基礎的な知識・技能の確実な定着ということでの基礎知識がある。本市においてはここに一部課題が見られることから、大事な項目については、繰り返し学習させるといった指導計画を学校内全体としてつくっていくことが必要である。また、チームティーチングなどを活用したきめ細やかな指導を行うことが必要である。2点目に問題のBと言われるものだが、知識・技能の活用という視点から作成された問題で、学習指導の中で課題を設定して子供たちがそれに向かって取り組めるような指導過程をつくっていくことが求められている。今後学校においては、求められている学力が何なのかということを明らかにしながら指導計画をつくっていく必要がある。また、校内研修の充実も必要なことから、各学校においては、教科指導の充実を図るために校内研修の充実に取り組んでおり、例えば小学校と中学校で年1回ずつ振興会が主催して研究大会などを開催するなど指導力の向上に努めている。

河野課長

⑧ NPO法人たきかわホールの年間予算は8,000万円で、内訳としては、たきかわホール・文化センターの負担金は、3,516万9,000円で、く・る・るは894万8,000円、とんとんは552万円となっている。NPO法人たきかわホールはこの事業だけでなく、自主事業や他のホールへの舞台芸術の技術指導、技術委託といった収入もあるので、合わせて8,000万円ほどの予算を組んでいる。剰余金の関係だが、法人税は年間2万円で、貸借対照表による正味財産は590万円ほどである。

中寺副主幹

⑦ 平成17年度からボランティアを募集して3年目を迎えたが、実際にやっている作業としては、図書館の書架の整理、図書の装備、図書コーナーに持って行く図書の整理、読み聞かせなどの事業にも参加していただいている。また、学校の図書館に行つて書架の整理、本のブッカー掛けなどにも携わってもらっている。ボランティアの視点で見た特設コーナーを設置して、新しい視点での読書普及にも加わっていただいている。効果としては、いろんな事業に参加していただき、図書館と協働した活動が行われていると思う。今後は読み聞かせ人材の育成ということにも取り組み、読み聞かせの充実や図書館の事業にも協力いただいているいろんな意見をいただきながら生きがいきづくり、生涯学習の発表の場にな

ればと思っている。

竹谷副主幹

⑧ 体育協会の予算総額だが、19年度の決算額は1億円で、体育協会の運営管理費の補助金に対しての歳入については、スポーツセンター、ゲートボールのすば一く、冬季に運営しているスケートリンクなどの利用料として約600万円がある。また、指定管理を行っている青年体育センター、市営球場等の運動公園内の運動施設、サイクリングターミナル、海洋センター等の利用料が1,687万円ということで合計2,287万円の利用料等の収入がある。

大場副館長

⑨ 滝川スイミングクラブがなくなったのは18年だったと思う。17年度の温水プールの利用者は3万1,142人、18年度は3万7,683人、19年度は3万6,881人である。18年度から12月に臨時休館ということでやっている。

副委員長

温水プールの収支は改善されたのか。答弁がなかったので伺う。

大場副館長

17年度の収入はわからないが、18年度からプールの入館料を上げた経過があり、それに伴いそのときは上がっている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよろしいか。(よし)

大場副館長

訂正をお願いする。井上委員からの質問で収入、支出の関係で聞かれたが、先ほどの答弁は人件費を含んでいなかった。人件費を含めての歳出合計は4,900万円である。収入は960万円なので3,490万円の赤字となるが、この中に890万円の工事費が入っているので、それを除くと3,050万円の赤字となる

委員長

質疑がないことを確認する。以上で教育費の質疑を終結する。若干早いが昼食休憩とする。再開は午後1時とする。

休 憩 11:44

再 開 13:02

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

歳入

委員長

歳入の説明を求める。

高橋総務部長

(歳入を説明する。)

委員長

説明が終わった。ここでHTBの傍聴を許可する。これより質疑に入る。質疑はあるか。

渡 辺

① P45、道民税の徴収業務の分離について伺う。苦労して高い道民税まで徴収しているが、道に返上しないまでも、手当が徴収に見合うようなものとなっているか伺う。

② P47、昨年の滞納繰越分が2億8,426万円あったが、収入率が8.4%ということで2,135万円となる。収入済額と調定額との関係について説明願う。

③ P63、総合福祉センター使用料の62万円について、収入がほかのところにもあるとのことだったが、説明願う。特に市と関係の深い団体が総合福祉センターの貸室に入っていると思うが、それらの収入がどの欄にあるのか伺う。

④ P79、19年度の生活保護費は13億4,306万円だったが、それに見合う収入先を収入のところで示してほしい。例えばP78の国庫支出金650万円台とかはわかるが、その他交付税の中での幾らといったところを示していただきたい。道についても、また、残りの4分の1の滝川市の分についても示していただきたい。

⑤ P115、公社貸付金収入の備考の最後に滝川グリーンズ貸付金償還収入が3,800万円とあるが、グリーンズの貸付金は今まで毎年5,000万円単位と思ったので、返していただくときも5,000万円単位と思うがどうなっているのか。この辺の事情について、何年度の分を償還してもらったので3,800万円といったこと

で説明願う。

吉井課長

⑤ 平成 19 年度は歳出でも出たが貸付金で 3,800 万円、年度内に 3,800 万円を返していただいたということで歳入、歳出同額での計上である。

林 課 長

① P96、97 の総務費委託金の中で道税徴収委託金の決算額が 9,557 万 3,857 円となっており、市民税と道民税を一緒に徴収しなければならない法律になっており、道からかかる経費をいただいている。内訳については、19 年度、20 年度は 1 件当たり 4,000 円で、21 年度からは 1 件当たり 3,000 円となっている。滞納繰越の税については、徴収した分の 7%が委託金で入ってくることになっている。

② 古いものは昭和のものもあるが、そういった古い税の繰り越し分が調定額ということでかなり大きな金額になっている。それについて徴収した金額が収入済額で、昨年は 8.6%、ことしは 8.4%という決算になっている。

橘 課 長

④ 決算書の P77、生活保護費の負担金ということで 13 億 5,401 万 5,000 円が実際の支給額だが、国庫は 4 分の 3、道費が 4 分の 1、市費が 4 分の 1 である。P79、セーフティネット支援対策等事業費補助金だが、セーフティネットというのは、生活保護者の就労自立や日常生活の自立、社会自立を促すための推進策ということで事業を展開しており、国庫が 10 分の 10 ということで全く道費、市費の歳入はない。P89、生活保護費負担金は保護法第 19 条第 1 項、第 2 項に基づく生活保護者の 2 号措置分 9,006 万円で、補助交付率は国庫が 4 分の 3、道費が 4 分の 1 で市費はない。P119、生活保護費の返還金収入については、保護法第 63 条、78 条という法律があり、生活保護者が意図的に保護費の支給を受けたことによる返還金を求めるもので、396 万 4,756 円となっている。ちなみに平成 19 年度の返還金については、第 63 条、78 条合わせて調定額 370 万 7,874 円、収入 358 万 2,874 円で、収入未済の 18 万 8,000 円ほどについては、保護者が一遍に払えないことで分割で払っている状況である。また、滞納繰越についても調定額 255 万 5,798 円、収入 38 万 1,882 円で、収入未済が 217 万 3,916 円あり、これについても毎月分割で納入していただいているところである。

③ 総合福祉センターの中には、中央公民館、総合福祉センター、働く婦人の家があるが、その中で事務所は行政財産使用料ということで、別途市の収入にさせていただいている。平成 19 年度の行政財産使用料の総額は、269 万 6,157 円である。

景由主査

④ 生活保護費の市の負担分に対する交付税措置についてだが、扶助費 13 億に対して、国から 10 億、道費で 9,000 万円ほど入っており、残り 2 億 3,000 万円ほどになるが、交付税のほうでは需要額として 2 億 8,000 万円ほど算定されている。これは前年度の扶助人数から計算しているので若干の差異が出ており、国のほうの収入についても、19 年度は超過収入が出ていることで交付税が若干多めに算定されている。

渡 辺

生活保護費のところで、総額が決まっている中で、今までの事件の概要で見ると 1 家族 2 人に億という額を、向こうからすると不正に受給したということだが、市としては不正な支給的なものではなかったかと思う。そういうことでは予算があっても、もう少し必要だった方が該当しなかったという観点も成り立つのでないか。個人の家族に対して支給したことでもっとたくさんの家族に生活保護費を支給できたのではないかという点から伺う。

橘 課 長

私どもとしては救うべき方を救わなかったということはない。片倉については内部検証委員会、第三者検証委員会でもいろいろと指摘を受け、それについては深

く反省しているが、年間 200 人弱の相談がある中で、決して差別することなく、あくまでも保護の補足性の原則に基づき適正な保護を受けさせたいという考えである。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で歳入の質疑を終結する。本日まで 3 日間質疑を行ってきたが、総括質疑への留保については、

① 運輸局の自動認可運賃・料金表の基準を超えて支払ったことはなかったか。基準を超えていたとすれば、18 年 3 月以降総額でどれくらいか。

② 本当に福祉事務所長は 7 ページものを部下職員に渡したのか。④、⑤、⑥について福祉事務所内でどのように言ったのか。

③ 債権者に結局約 1 億円が届かなかったことは、やはり地方自治法第 232 条の 5 違反になる可能性が高いと思うがどう考えるか。

④ 内部検証委員会が当時の監査委員の指摘を調べるくらいは当然のことで、怠慢及び隠ぺいの可能性があることについての市長の考えは、

の 4 件と確認してよいか。(よし) これより休憩に入るが、休憩中に書類審査を行っていただく。再開は午後 3 時とする。

休 憩 13:38

再 開 15:00

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。新たに朝日新聞、毎日新聞、プレス空知、S TV、UHB、一般の方 1 名から傍聴の申し出があったので、許可する。休憩中に書類審査をしていただいたが、これに対する質疑はあるか。(なし) 書類審査の質疑を終結する。

総括質疑

委員長

これより市長に対する総括質疑を行うが、審査の過程で特に留保された事項に限るので承知おき願う。最初に資料要求についての説明を願う。

狩野部長

清水副委員長からの資料要求の関係については、運輸局からの自動認可運賃・料金表に基づいて時間制、距離制での計算、しかも介助員を含めて 6 万円とした場合というような仮定での資料要求だったが、自動認可運賃・料金表に基づく部分については、私どもも入手しているので判断できるが、高規格ストレッチャーの対応の救急車については、そのほかに装備品や介助員の関係について自動認可運賃・料金表には含まれていないので、内訳等についての詳細は把握できないことから事実上計算できないことで資料としては提出できかねるので報告させていただく。

副委員長

装備品や介助品があるため計算できないので資料はつくれないということだったが、運輸局の認可料金による時間制、距離制の料金計算はできるとのことだったので、これについてのみ口頭で説明願う。

狩野部長

時間制については、資料で配付した中の自動認可運賃・料金表の札幌 A 地区②の大型車の上限運賃の欄が高寿福祉興産の認可である。右側に時間制運賃ということになっているが、上限運賃初乗り 30 分 4,450 円、加算運賃 30 分ごとに 4,450 円で、当時は 4,430 円でその後この額に改定されているので、4,430 円で計算すると 1 時間当たり 8,860 円、8 時間であれば 7 万 880 円となる。距離制については、札幌の複数の病院にかかる場合もあり、距離的な把握についてはできかねるので、時間制運賃のほうのみ答弁させていただく。

副委員長

今回の見積もりはすべて時間制なので、時間制の答弁で了解する。8 時間で 7 万

880 円ということでしょうか。

狩野部長
副委員長

自動認可運賃・料金表に基づく計算なのでその数字になる。

総括質疑に入る前に、部長が答弁したほうがふさわしいという数字的なことが含まれていたもので、そのことだけ先に伺ってもよいのか。(よし) 当時、この会社が運輸局に申請して認可を受けていたものは、この自動認可運賃・料金だけだったのか。民生費の答弁ではケア運賃で個別に申請、認可を受けていたような答弁もあったので確認したい。念のため、距離制及び待機料金についても何ランクで初乗りや加算料金を申請、認可を受けていたのか伺う。また、そのほかに料金関係について申請、認可を受けていたものがあれば示していただきたい。

狩野部長

福祉輸送運賃としての個別認可の質問と思うが、運輸局に確認したところ、ケア運賃と介護運賃の2種の許可を受けている。また、この札幌A地区自動認可運賃・料金表について、ケア運賃、介護運賃についても同じ条件である。

委員長
副委員長

それでは市長への総括質疑をお願いします。

① 運輸局の自動認可運賃・料金表の基準を超えて支払ったことはなかったか。私は極めてその可能性が高いと思うがその確認を求める。また、基準を超えていたとすれば、18年3月以降総額で幾らだったのか伺う。

② 監査委員の130ページものの調査報告書が、全く生かされなかったと言っていいくらい特に要約版の④、⑤、⑥、具体的には④は同業他社の見積もりをとり移送会社を変更すべきという指摘に対しても電話1本入れなかった。⑤は運輸局から情報を入手すべきというのに電話1本入れなかった。⑥は税務署に調査依頼すべきというのに電話1本入れなかった。これは単に職務怠慢とか指導が弱かったで済まされる問題ではない。これまでの答弁では、当時は事件性、犯罪性を全く感じていなかったのか、警察に求めたのはきっかけがほしいということであり、解決のための対策を警察に委任していなかった。当時、同業他社、運輸局、税務署の3つに電話するぐらいすることは人間として当然の行動ではなかったのか。なぜこれを行わなかったのか伺う。また、当時の福祉事務所長がこの130ページものを福祉事務所には示していないことは答弁で明らかになっているが、そのうちの7ページものを課長以下のだれが見たのか。また、見たのは福祉事務所長だけであとは所内協議での口頭だけだったのか。特に内部検証報告書で触れられていない運輸局、税務署の問題について所内協議で福祉事務所長が話題にしたのか伺う。

③ 債権者に約1億円が届かなかったことは、地方自治法第232条の5違反になるのではないかと。これほど巨額になると、途中経過がどうだったということ言えば、何度も回避できるチャンスがあったわけで、そのチャンスをことごとく逃がしたという点で財務規則違反では済まされない。地方自治法第232条の5違反になると思うが、市長はどう考えるか伺う。

④ 内部検証委員会の活動が余りにも怠慢だったと考える。内部検証委員会が同業他社の見積もりをとるとか、運輸局から情報を入手するとか、税務署に調査依頼するとか、19年5月の監査委員の指摘程度は行うのが当然なのに、逆に隠ぺいするような意図すら感じる。その点で怠慢及び隠ぺいの疑いもあることについて、市長の考えを伺う。

市 長

① 保健福祉部長から答弁申し上げたように、先ほど資料説明を申し上げた運輸局の自動認可運賃・料金表、北海道A地区の大型車の上限運賃が認定されている。ただ、旅客の運送に伴うもの以外は認可、届け出も不要なので、高規格ストレッ

チャー対応型タクシーの装備にかかわる加算については別料金となり、運輸局で判断するものでないということであり、運輸局としては認可運賃を超えていると判断するには内訳が不明であるという見解もある。したがって、運輸局の自動認可運賃・料金を超えて支払っていたかは判断できない。私どもとしては見積書、札幌市の支給実績、運輸局及び札幌市、消防局の認可業者であることから判断して支出を行ったということである。

② 7ページものがどう伝わったのかというのは、これまでいろいろ質問があったのではと思う。私が承知しているのは、5月31日に総括をされたA4判1枚である。これが先ほど質問があった6項目にわたる総括のペーパーだが、これに基づいて福祉事務所長以下で所内協議を行い、その結果、早急にやれるものから行うというスタンスで臨んだという報告を受けている。移送会社の変更の可否という項目が4番目の項目としてあるが、そのことについて④、⑤、⑥についてお答する。実際は同業他社の見積もりをとっているわけで、この段階で監査委員がほかの業者の見積もりをとっていたのかどうか情報を得ていらっしやったのかどうかは確認していないが、この段階では札幌市においても2社程度で市内にはないということだったので、以前にとった同業他社の見積もりよりはこの業者のほうはどうだったのかという検討はしているが、監査委員の指摘後はそういうことがあったために、改めて他業者の見積もりは徴していないということである。運輸局からの情報入手ということでは、この段階でもいろいろ内部的な議論が行われたと聞いているが、やはり基本的に福祉系のストレッチャー付きの介護タクシーとは異なる医療機器が装備された医療系救急車仕様であるというふうな高寿福祉興産の主張もあったし、さまざまな認可を得ていることを踏まえて、あえて運輸局への情報入手、電話照会には行っていない。それよりは①、②、③を優先して取り組むべきとの判断が行われた。税務署への調査依頼ということでは、脱税等の調査を要請することは可能かもしれないが、そこに至る厳密な調査と根拠が必要になるのではないかと。そういうことではなく、福祉事務所としてはまず①、②、③の対応、同時に元暴力団員、その後暴力団員となったが、生活保護費を支給する上で問題となる事項がないかどうか情報を入手するために警察に行くというのはごく自然な流れだったと思う。また、脱税調査が警察当局によっても行われたわけだが、このために相当な期間を要したのではないかとというふうに想定され、そういうことを電話1本で疑いを持って税務署に当時直ちに行けるのかというと、そういう判断は難しかったのではないかと思います。

③ そういう考え方は持っていない。詐欺行為が行われたわけで、その結果として債権者から詐取した者に一部が渡ってしまったという結果について、232条の5違反を問えるのかどうかと私は思う。少なくとも違反には当たらないという認識を持っている。

④ 内部検証委員会は極めて真摯に精力的にこの検証を行ったと思っている。約2カ月にわたり2日に1回のスピードで会議が行われ、内部検証委員会だけでなく内部委員を含めての会議で、そのペースはさまざまな資料を作成し次のステップに進むという形で行われたものである。同時に、内部検証委員会は、違法性があったのかどうか、違法性について故意もしくは過失があったのかどうか大きな検証の視点だったし、一体どういう事実があったのか、事実を丹念に検証していくという作業をやったわけである。そういう中で、いろいろ意見はあったが、職務執行上に違法性は問えないのではないかと、しかし、受け身、追認の対応とな

って主導的、行動的に対処する組織的な対応に欠けていたことが犯罪を許すことにつながったのではないか、その辺の事実を検証した中身である。私はこれを時間をかければさらに多面的な検討はできたかもしれないと思うが、必要最小限のものはやっていただき、それを背景にして第三者委員会に引き続き検討していただいたわけで、そういう流れの中にあったことを理解願う。怠慢、隠ぺいという実態はなかったということを改めて答弁させていただく。

副委員長

① 運輸局の自動認可運賃を超えていたことは判断できないということか、超えていなかったということか、それとも超えていたということか。再度伺う。

② 先ほど部長が答弁の中でケア運賃ということを言われたが、私の調査ではこの会社はケア運賃の申請をしていないはずである。ケア運賃というのは、どういうときに申請するかというと、福祉輸送サービスにかかわる運賃及び料金の種類ごとに適用する範囲はそれぞれ設定できるということで、これは自動認可運賃以外のことを言っているの、していないと運輸局から聞いているので確認願う。

③ 11月まで1年半くらい支給が続けたが、自動認可運賃についての知識について、一昨日の民生費の質疑で所管は理解していないと感じたが、市長及び福祉事務所の職員の皆さんはこのことについて知っていたかどうか、知っていたが詳しくは知らなかったのか、どんなふうに理解されていたのかを伺う。

④ 先ほど市長は札幌に2社しかないと言ったが、実際には旭川に1社あり、あの会社以外に消防局認定の高規格タクシーを持つ会社が3社はあったことになる。この3社からは見積もりをとっておらず、とっていたのは消防局認定外の会社である。なぜこんなことが起きたのか。19年度の支出が適法、適正に支出されたかということで、決算時点でこうした見積もりのとり方、一番初めに見積もりをとったのは18年5月24日で、片倉がタクシーを利用して2カ月以上たっていた。生活保護費にかかわる引っ越し代では、最低3社の見積もりをとってから実施するのに、最初の段階で見積もりはゼロ、2カ月後に他社の見積もり1つ、この会社の見積もりが出たのは3カ月目で、結局この会社ともう一社で最低の3社になっていない。市長は適正に価格を決めたような言い方をしたが、こんな見積もりの仕方でも適正な価格の決定の仕方だったと言うのか伺う。

⑤ 医療系の救急車仕様と言ったが、どこの団体がこういったことを認可しているのか。少なくとも公的な自治体や国が定めている法令にはこういうものはないはずだが、あるならこういう団体のこういう制度と答えていただきたい。

⑥ 片倉ひとみは22万円で、酸素ボンベも要らない。片倉勝彦の場合は、酸素ボンベ、ストレッチャーが必要である。22万円から7万880円を引くと14万9,120円の付加価値が毎日あったことになる。別に介助員分として6万円取っており、労賃については6万円でおさまっているはずなので、この14万9,120円の内訳について伺う。

⑦ できることから行うということで、運輸局については内部議論も行われたとのことだが、電話すらしなかったのはどういうことか。知っている人間が電話しないならわかるが、監査委員が運輸局から情報を入手すべきと書いているのに電話1本もしない。ホームページを調べたのか。自動認可運賃について当時調べたかどうか伺う。

市長

① 判断できないということである。

④ いろんな経過から言えば結果論として阻止できる、あるいはチェックできるポイントはあったと思うが、この段階での見積もりについて、とっていたという

ことを背景として監査委員の指摘以降、改めて見積もりをとらなかったと所管としては判断したと理解している。

⑥ 片倉ひとみの件については判断できない。それぞれ会計検査院も入り、多面的な検査結果が出るだろうし、その中でこのことについての判断が出てくるのかわからないが、いろんな検査も行われているのでその結果を待ちたい。

⑦ できるものから行うというはある意味で当たり前だが、監査委員の指摘があった段階で、この福祉運輸運賃には運輸局認可の利用料金があるという認識を持っているので、そのことの認識はあったということで内部議論も行ったということである。なぜ電話しなかったということについては、不十分というそしりは甘んじて受けたいと思うが、先ほど申し上げたような理由から運輸局に電話をして確認するという作業はしなかったとの報告を受けている。

⑤ 定めはないと思う。慣用語として使っている。

⑥ 先ほど申し上げたが内訳については徴していない。

狩野部長
副委員長

① 判断できないというふうに言ったが、今やっているのは決算の認定についての審議である。市長が1回25万円の請求が運輸局の基準を超えているかいないかを判断できないというものを議会が正しい支出だったと言えるだろうか。私はやはり運輸局の基準より下回っていたとか、いろんなミスがあって上回ってしまったの二つしかないと思う。決算の認定だから今が判断するときである。支出をしてしまった後に決算としてどう見るかということである。それでも判断できないということか。

② 見積もりをとっていたから検証委員会はさらなる見積もりをとらなかったと言ったが、市長は二、三万円の引っ越しの見積もりでも3社からとるのに、こういった高額の場合に2社の見積もりでもいい、しかも、1社は消防局の認定を受けていないという違う条件の商品である。これとの相見積もりだけで適正な運賃が出せると考えているのか伺う。

③ 自動認可運賃制度については知っていたと言ったが、知っていたということはこの表を見て自動認可運賃でいけばこれくらいとわかっていたのか伺う。

④ 医療系の救急車仕様は定めのない慣用的な言葉というのは何か。わざわざ高い値段を出す理由として、これは単なる高規格タクシーではない、医療系の救急仕様ということなのか。具体的に伺うが、今消防局の認定を受けるための装備は主に5つある。1つは酸素ボンベ、加湿流量計、2つ目は呼吸管理用資機材、3つ目は呼吸循環管理用資機材、吸引器や汚物入れ、4つ目は保温用等資機材、担架、ストレッチャー、枕、敷物、そのほかにハサミ、ピンセット、手袋、手洗い器等で高規格の消防局の認定を受けた会社に聞くと40万円で買えるそうである。あの会社が別に持っていたものはパルスオキシメーター、二、三万円で買えるそうである。携帯用心電計、数万円と思う。さらにAEDなどもあるがそれも入れて40万円である。これを全部足しても七、八十万円くらいにしかならないと思う。このことを市長は医療系救急車と言われたが、その差はこういった機材を多少ふやしているということだけである。しかし、この機材は実はほとんど医師が同乗しないと使えないものばかりで、ひとみにに関して言えば全然必要なかった。勝彦についても医師が同乗したり、医師の指示があってこういうことをやるということで看護師が乗ったりということもなく宝の持ちぐされだった。医療系救急車と市長は言うが、これを使うメリットはほとんどなかったわけで、それを踏まえて、なおかつこういうものなので運輸局の自動認可運賃にのっとなってなくても

調べる必要はないと判断したのか伺う。

市長

① 運輸局認可の料金が基礎にある。それ以外のプラスアルファがある。私どもがその金額を妥当であると決めたのは、当時、トータルな料金として妥当と決めたのであって、内訳を運賃の部分はこれだけ、それ以外はこれだけということが行われていれば、その段階で基礎的な運賃の妥当性ということはわかったかもしれないが、当時の判断としては、トータルの金額としてどうだったのかをこれまでの事例を含めて、ほかの見積もりもとった結果、行われたということである。運賃に違反しているのかどうかというのは、どうするのかという疑問が出てくるのは当たり前と思うが、私どもとしてはいろんなデータを会計検査院から求められているので、場合によってはこの見解が出てくることもあり得ると思っている。今その内訳等について、問い合わせてつくることができるのかという現状不可能と判断している。

② 相見積もりという意味がわからない。1社見積もりをとって、高額なのだから可能性のあるところから全部とったほうがいいのではというのは、今となってしまうと思うが、そのときにそういう取り扱いが決められていれば、金額の大きい小さいにかかわらず何らかの判断ができた可能性はあると思っている。

④ ずいぶんマスコミでも話題になったが、通常の介護タクシーではないということを確認いただけたと思う。どんな装備があったのかはわからないが、少なくとも勝彦は常に酸素ボンベを何時間分も持っていなくてはならないという状況があるわけなので、通常の介護タクシーと異なることは明らかである。そのコストについてどうかとなると、トータルな判断をしたということである。

副委員長

14万9,120円について、今問い合わせてつくるのは不可能と言ったが、当時、自動認可運賃について知っていたということであれば、当時の時間制で7万880円ということがわかっていたのだから、14万9,120円が何の分かわかっていたと思うが、そう理解してよいか。ストレッチャーについては、距離制の場合は2割増しできるが、時間制の場合は割増しできないとなっている。これも運輸局の自動認可運賃制度である。今回は時間制なのでストレッチャーではお金を取れない。ストレッチャーで取れないということは昇降機でも取れないことになる。残るのは40万円、50万円、60万円という装備だけである。人間の労賃については、どんなに複雑な介護の技術を持っていたとしても、1日8時間で3万円で2人という見積もりが出されているわけで、どんなに高度な技術でも6万円である。14万9,120円は労働でもない、ストレッチャーでもない、何かでなくてはならない。答えられないし、判断もできないというのはどういうことか。バス代と一緒にである。公共料金である。答えられないということであれば、その分まで運賃として取られてしまったとしか説明できない。決算なので、それを説明しなければならぬ義務が市長にある。判断できないようなものに公金を使ったということは、適法、適正な支出だったというふうに言えるか。そのことも含めてもう一度伺う。

市長

トータルな運賃について、トータルに総合判断を行ったと言っている。そのための比較は行っており、現実の事例に基礎を置いている。そのトータルなものの一部をとってこれが適法であったのかどうかは判断できないと言っている。ただ、当時職員としては、運輸局の基準があることは知っているのだから、これに明らかに違反しているという判断があればチェックしたはずと思う。今答弁申し上げているのは、トータルな運賃として当時どう判断したのかということ、トータルに適切に判断をした。それは見積もりの事例であったり、これまでの他市における状況

を基礎に置いたということなので、質問に対してそれ以上のことを答えることはできない。部分をとって基準はどうかと言われてもトータルでお答えしていることで理解いただきたい。

副委員長

再度言われたが、当時、職員は自動認可運賃制度について知っていたのだから、こういう見積もりが出てきた後、22 万円が移送費で、6 万円が介助費という積算を当然と思う。知っていたということであれば、22 万円の中に 7 万 880 円が運賃ということで、14 万 9,120 円は一体何のための金額だと思ったのか伺う。当時の方で結構なので答弁願う。

狩野部長

先ほど内訳の話を申し上げたが、私どもとしては、当時、内訳の提出を求めているが提出に至らなかったのは事実である。運輸局の自動認可運賃については、当時の高寿福祉興産のホームページで確認しており、当然そのことも全部載っている。内訳としては把握していないが、高規格で消防局の認定も受けており、札幌市でもこの会社の移送を当時認めていたということもトータルで妥当と判断して支出をしたということである。

副委員長

焦点が絞られてきた。当時運輸局の自動認可運賃制度をホームページを見て知っていた。当時この表を持っていたかは別としてこれが運賃ということはわかっていて。しかも 22 万円の内訳について資料を求めたが出されなかったということである。14 万 9,120 円が 8 時間、夫婦で 813 日乗るのでそれだけで 1 億 2,000 万円である。こんなに違うのに内訳を求めたが出されないままに妥当だと言った。何が妥当なのか、妥当の根拠を示していただきたい。

市 長

何度も申し上げているが、トータルとして判断したので、内訳を積算して判断したのではないと言っている。内訳をチェックしてきちんとやったのかということではなかったということである。それを含むトータルな判断として行った。決算で議論いただき判断をいただくわけだが、そのトータルとしての総合判断に適切性があつたのか、なかったのかということで議論いただきたい。こういう問題が生じている以上、今後こういう事象については、しっかりと内訳はつくるべきだとは判断する。

副委員長

完全に論点は 1 つになった。18 年 3 月に恐らくホームページを見て料金を認めているわけなので、その当時で 17 万円なので 9 万 9,120 円の内訳がわからないので求めていたが出されないまま、単に 1 社の見積もりをとったら高かったので妥当と判断したということである。その後もそれ以上の見積もりをとらずに監査委員から運輸局に聞け、同業他社の見積もりをとって移送会社を変えたほうがいいという指摘にもこたえず、電話 1 本入れずに来た。今の時点で市長がやはり 25 万円の場合は 14 万 9,120 円、20 万円の場合は 7 万 880 円というところが、ずっと逮捕されても今なお不明で、だから判断できないというふうに考えているということで理解することはできる。決算としては問題があると考え。ちなみに言うておくが、時間制なのでストレッチャーの割り増しはできない。酸素ボンベについては、医療行為なので株式会社エア・ウォーターさんによると各病院と提携して患者さん 1 人当たり使い放題で定額料金、タクシーに酸素ボンベを何本積んでもタクシー会社に支払うものではなく、それは医療費に含まれているとのことである。そうすると 14 万 9,120 円の中に入ってくるものは、酸素も入れられない、ストレッチャーも入れられない、人件費も入れられないということで、ほとんどが支払い過ぎだったとなると思う。介護関係で上がってこないのだからこの見積もりどおり、見積もりには往復移送費と書いてあるが、高速道路は客から客なので

1 往復分だけ 2,250 円掛ける 2 で 4,500 円は請求されるので、4,500 円を引いて 14 万 4,620 円が 1 回当たりの運賃の払い過ぎとなると思うが、そういう理解でよろしいか伺う。

市 長

これまで答弁申し上げてきた以外の答弁はない。ただいま答弁申し上げたことを背景として審議していただきたい。当時は適切というふうに判断したが、内部検証委員会での検証結果、さらには第三者委員会においてもさらなる病状調査、検診命令の手続きをとらずに移送費の支給を継続したことは不相当であるということで、さまざまな不相当な要件があったことを真摯に受けとめて、今後における再発防止と同時に、会計検査院が入っているのでその判断を待つ適切な対応をしなければならないということを背景として審議いただくようお願いする。

副委員長

813 日ということで回数にするともっとふえるので、これから言う数字より多いと思うが、25 万円になったのが 10 月末なので 11 月分以降を 25 万円として 14 万 4,620 円払い過ぎだったと仮定すると、それだけで 9,342 万 4,520 円である。その前の 20 万円の分で 1,580 万 1,540 円なので足すと 1 億 922 万 6,060 円、これ以上の分が運輸局の自動認可運賃を超えて支払われた可能性が高いということである。この指摘に対して、市長は判断できないということなので、この問題は会計検査院とか他に任せるだけでなく、市長は新たな事実が出てきたら再調査、再検証すると言ってきたのだから、これだけ大きな不透明な部分が出てきた以上、再検証する考えについて伺う。

市 長

内部検証委員会で新たな検証すべき大きな事実が出てきた場合には、改めて検証することはあると申し上げたが、このことについて、今新ためて内部検証することではなく、既に会計検査院も入ってこの部分だけでなくトータルな検査が行われたわけなので、その後の対応において、もし内部検証委員会で新たな検証をする必要があるということであれば行うが、現時点でこのことについて内部検証委員会で検証するという考えはない。そういう背景にもないと思う。

副委員長

再検証する考えはないとのことだが、なぜそういったことを断言できるのか。説明できない 1 億 900 万円以上のお金が 19 年度までに使われた可能性も否定するのか。判断はできないが、指摘についても検討するという立場であれば当然検証しなければならないということだと思う。これは新たな事実でも何でもないのである。

市 長

私はこの案件が国や道のお金が入っていない、あるいは会計検査の対象ではないという案件であれば、当然内部検証委員会を開いて新しい問題については検証するという判断をする。ただ、これは現実に会計検査院が入り、厚生労働省も調査に来ており、何らかの判断が出されるわけである。そういう段階で内部検証委員会で何らかの判断を出すことがいかなるものかと思っている。通告質問にもあってどういう質問になるかわからないが、清水議員は最初に多かった分を明らかにして厚生労働省に言いなさいということを背景として質問があるのではないかと。そうではなく、当時はトータルで考えて適正と判断した結果について、国、道が絡んでいるわけなので、まずはその考え方を伺って、内部検証委員会で検証するところがあればその段階で検証していくとすべきと思っている。

委 員 長

以上をもって市長に対する総括質疑を終了し、すべての質疑を終結する。これより討論に入る。討論順序については冒頭に決定しているとおり、新政会、市民クラブ、公明党、日本共産党、渡辺委員の順となる。最初に新政会代表の方をお願いする。

本 間	本委員会に付託された平成 19 年度一般会計歳入歳出決算について、新政会を代表しその認定を可とする立場で意見、要望を付して討論する。
委 員 長 荒 木	次に市民クラブ代表の方。 市民クラブを代表し、第 1 決算審査特別委員会に付託された平成 19 年度滝川市一般会計歳入歳出決算について、認定を否とする立場で討論する。
委 員 長 堀	次に公明党の方。 公明党を代表し、本委員会に付託された平成 19 年度一般会計歳入歳出決算に対し賛成の立場で若干の意見、要望を付して討論する。
委 員 長 副委員長	次に日本共産党の方。 日本共産党市議団を代表し、第 1 決算審査特別委員会に付託された認定第 1 号一般会計歳入歳出決算の認定を否とする立場で討論する。
委 員 長 渡 辺	最後に渡辺委員。 第 1 決算審査特別委員会に付託された平成 19 年度一般会計歳入歳出決算を否とする立場で討論する。
委 員 長	以上で討論を終結する。討論要旨については、整理して 9 月 26 日までに事務局に提出願う。 これより認定第 1 号平成 19 年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について挙手により採決する。本認定を可とすべきものと決することに賛成の方の挙手を求める。(5 : 3) 挙手多数である。よって、認定第 1 号は可とすべきものと決した。 お諮りする。委員長報告書については正副委員長に一任願えるか。(よし) そのように決定する。以上で本委員会に付託された事件の審査はすべて終了した。 この場合、市長から発言の申し出があるのでこれを許す。
市 長	(挨拶する。)
委 員 長	○大谷委員長、清水副委員長退任挨拶をする。
	以上で第 1 決算審査特別委員会を閉会する。

閉 会 16 : 56